

ハツ場ダムの危険性

訴訟代理人
弁護士 浅木一希

ハツ場ダムの危険性

控訴審における控訴人らの新たな主張

国土交通省がハツ場ダム建設事業の検証によって見直した新たな地すべり対策によっても、地すべり問題は解決できていないこと

ハッ場ダム事業検証による新たな地すべり対策と従来の計画

種別		地区名	対策工法 (案)	従来の計画の対策工法
地すべり等対策	地すべり地形	二社平(川原畑)	排土工、押さえ盛土工	押さえ盛土工、捨石工
		勝沼(林)	排土工、押さえ盛土工	押さえ盛土工、捨石工
		小倉(横壁)	排土工、押さえ盛土工、鋼管杭工	H21迄に実施済
		白岩沢(横壁)	排土工、押さえ盛土工	なし
		久森沢(林)	押さえ盛土工	なし
		久々戸(長野原)	押さえ盛土工	なし
	未固結堆積物	川原畑	押さえ盛土工	なし
		川原畑	押さえ盛土工	なし
		川原湯	押さえ盛土工	なし
		横壁	押さえ盛土工	なし
		林	押さえ盛土工	なし
代替地安全対策	川原湯	杭工	なし	
	川原湯	杭工	なし	
	川原湯	杭工	なし	
	川原湯	杭工	なし	
	長野原	アンカー工	なし	

国土交通省による新たな対策の問題点

新たな地すべり対策は、これまでに国土交通省関東地方整備局が述べてきた見解を超えるものではなく、安定解析のための数値の設定などについて平成21年7月に改訂された「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」を機械的、形式的に適用したものにすぎず、奥西一夫意見書で指摘されている林地区及び上湯原地区の古期大規模地すべり地形などの吾妻川溪谷形成の地形・地質的背景、特色を踏まえた検討、対策が行われていない。

調査箇所が増えたことは、基本的には、従来の調査対象地が細分化されたことに基づくものであって、新しい手法によって調査対象範囲が拡大したのではなく、調査対象外となっている地域の地すべり地形の危険性が不明である。

調査範囲を検討する中で、12地区20箇所を湛水域でないことを理由に対象から除外していることは大問題であり、これら除外された地すべり地はダム湛水に伴う水文環境（地盤環境）の変化により、地すべりが誘発される可能性がある。

安定解析を行う際の安全率について、ハッ場ダム周辺地域の特色を考慮せず、すべて日本全体を対象とした一般値、参考値である指針に基づいて設定がなされているのみならず、地下水位については、安全率が高くなるように、すべり面より下に設定するなど、設定条件が甘く定められているし、地震に対する安全率の考慮も欠いている。

数を絞り込んだ対象地に対する対策として押え盛土工、頭部排土工を採用しているが、押え盛土では盛土による貯水量の減少や波浪浸食、貯水位下降時における土砂流出の恐れがあり、また、押え盛土も頭部排土も抑止力が4000kN/mをこえる地すべり対策として妥当な工法ではない。

概算工事費が大幅に増加しているが、これは地すべりの危険性を裏付けるものである。しかも、積算されている工事費は、未固結堆積物斜面についてみれば、対象5地区の代表的な1ブロックをとりあげて合計5ブロックについての積算にすぎず、工事の対象となっている残りの12ブロック分については、全く計上されていないのであるから、金額が増えることは間違いない。